

**平成30年度第二次補正予算
小規模事業者持続化補助金 公募のご案内
(横浜商工会議所)**

1. 事業概要

4月25日(木)より小規模事業者が行う販路開拓等の取組を支援する「小規模事業者持続化補助金」の公募が開始されました。

今回の公募では、代表者の年齢が満60歳以上で、かつ後継者候補が中心となって補助事業に取り組む事業者や、購入型クラウドファンディングで一定規模以上の支援金額を集めた事業者への重点的な支援を図ることとなっている他、一部要件の緩和や提出書類の簡素化などの見直しが行われています。

申請にあたりましては、これまで同様、事前に商工会議所での申請書類の確認を受けることが必須となります。

○補助率：補助対象経費の3分の2以内

○補助上限：50万円(一定の条件を満たす場合、補助上限の引き上げ有)

※詳細については、下記URLより公募要領をご確認ください。

<日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局>

URL：<https://h30.jizokukahojokin.info/>

2. 補助対象者

①商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)【常時使用する従業員5人以下】

②サービス業のうち宿泊業・娯楽業【常時使用する従業員20人以下】

③製造業その他【常時使用する従業員20人以下】

3. 公募期間

2019年4月25日(木)～6月12日(水)(当日消印有効)

※採択の発表は、7月下旬頃を予定

※補助事業の完了期限：2019年12月31日(火)

4. 申請方法

申請にあたっては、事前に応募に必要な全ての申請様式及び添付書類を当所にご提出頂き、「事業支援計画書」(様式4)及び「事業承継診断票」(様式6)の発行を受ける必要があります。

なお当所にて上記様式4及び様式6の作成・交付を行うにあたり、相応の時間が必要となりますので、記載事項や必要書類に不備がないようよくご確認のうえ、日本商工会議所の受付締切の一週間前となる**2019年6月5日(水)17時まで**に、**下記窓口まで申請書類のご提出をお願いします。**

<お問い合わせ先>

横浜商工会議所 中小企業相談部 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル8階

○東部支部担当(鶴見区・中区・西区)

TEL 045(671)7519

○西部支部担当(保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区・戸塚区・栄区・泉区)

TEL 045(671)7525

○南部支部担当(南区・港南区・磯子区・金沢区)

TEL 045(671)7529

○北部支部担当(神奈川区・港北区・緑区・青葉区・都筑区)

TEL 045(671)7538

○運営企画担当

TEL 045(671)7450

※10連休中の2019年(平成31年)4月27日(土)～2019年(令和元年)5月6日(月)は休業させていただきます。